第14回政策推進会議報告

日 時 10月22日 9時30分~10時8分

出席者 18人

場 所 4-1会議室

1 尼崎市暴力団排除条例(素案)について

総務局長から資料に基づき説明。(以下、質疑等)

・暴力団の排除について、契約や公共施設の利用等はこの条例に基づくものとなると思うが、 規則や要綱はこれから定めるのか。

現行条例で暴力団に関して規定しているものが、都市公園条例、魚つり公園の設置及び管理に関する条例、市営住宅等の設置及び管理に関する条例、富松住宅の設置及び管理に関する条例と大きく4つある。このうち、都市公園条例と魚つり公園の条例は暴力団の利益排除に関する規定で、今回の条例と同趣旨のため暴力団排除条例の付則により両条例の規定を削除する。また、市営住宅等の条例と富松住宅の条例は、入居者が暴力団員であることが分かれば入居取り消しとなるもので、この条例の趣旨と異なるので条例改正を必要としない。なお、規則、要綱は今のところ詳細まで決まっているわけではなく、庁内検討会議で決めていきたいと考えている。

- ・既存条例は改正せずに、包括的に制定できるものではないのか。 この条例は暴力団の利益に関することを排除するもので、暴力団員だから排除するものに なっていない。現行条例と照らして、趣旨が同一であれば改正の必要があるが、異なるも のは残す必要がある。
- (市長)新条例の付則で既存条例を除くことができるので、運用は今までどおりと思うが、 暴力団に関する規定の根拠が一つになるので、ミスが起こらないように注意しなければな らない。
- ・市営住宅に入居する暴力団員は警察からの情報により確認できると思うが、利益排除まで はできるのか。
 - 市では情報を把握することはできないので、警察と協定を結ぶなど、情報提供してもらい たいと考えている。
- ・暴力団との密接関係者の把握が困難と思うがどうか。 いわゆるグレーゾーン部分の扱いについては、警察からの情報提供も困難であると考えている。
- (市長)都市公園条例のときに思ったが、警察からの情報でいくら暴力団のようでも、損害 賠償請求をされればどうするのか。警察からの情報があっても受けられない場合があった が、条例化により堂々と手続きを停止することができるようになった。これが公園以外の 施設にも全部できるようになったことを市民や事業者に説明しなければならないが、パン フレットでも作るのか。

詳細までは決めていない。

(市長)条例を作っただけでは伝わらないので、条例の本質が伝わるように市報やホーム

ページを活用してPRしてもらいたい。また第12条では市民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとするとしており、本市は警察と協定を結び、連携して取り組んでいることを市民に発信するべきである。

・警察は暴力団への対応についてかなり強引に迫ってくる。その場合の市の判断とは、市長や教育長、施設管理者等が基本となるのか。

そのとおりである。

・その判断を誤れば損害賠償請求されることになるのか。 そのとおりである。

(市長)向こうは弁護士を立てて迫ってくる。過去にはそのような事例が発生したこともあった。そのため、警察との連携が重要であり、警察から講師を派遣してもらうよう要請するなど、全庁的に警察との信頼関係を築くことが必要である。今回パブリックコメントを募集するが、過剰な取り締まりに反対する団体があるかもしれないので、きちんとその対応をしてもらいたい。

- ・この条例の目的に総合的かつ計画的に推進するとあるが、何か計画でもつくるのか。 第6条にも指針の策定と記載しているが、計画の策定も含めて今のところ決まっていない。 この条例を基本として、個々の対応を考えることとなる。
- (市長)総合的な取り組みとしては間違っておらず、計画的というのが分かり難いので、も う少し意欲的な文言にしたほうが良い。
- ・県や他都市の条文はどうか。 ほとんど同じである。

(市長)現在、市内で起こった一連の事件について数多く報道されているが、民事のことで外部からかかわりにくかったと思う。市民も好き好んで暴力団とは接触しないので、警察のバックアップをお願いしなければならない。条例を策定し、市民啓発するだけでは実効性を持たない。全庁的に関わることなので、警察とうまく連携できるよう、しっかり素案を確認したいと考えている。

2 その他

・経済環境局長から、11月4日開催の農業祭に関して報告。

以上